

大分県と株式会社セブン-イレブン・ジャパン 『高齢者等の見守り活動に関する 大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクト協定』を締結

高齢者等の見守り活動や地域活動に対する支援を実施

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（東京都千代田区、代表取締役社長：古屋 一樹、以下セブン-イレブン）は、2017年10月25日（水）、大分県（広瀬 勝貞知事）と、見守り活動等を通じた地域社会における高齢者等の支援に関する取り組みの一環として、『高齢者等の見守り活動に関する大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクト協定』を締結いたします。

本協定は、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、大分県とセブン-イレブンとが連携・協力し、高齢者等の見守り活動や高齢者雇用の促進等を通じて、「孤立ゼロ社会」の実現を目指すものです。

セブン-イレブンは、今後も地域社会との連携を深め、地域に根差した商品・サービスの提供のみならず、地域における重要な拠点としての店舗づくりを推進してまいります。

記

1、協定の名称

➤『高齢者等の見守り活動に関する大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクト協定』

2、協定締結日

➤2017年10月25日（水）

3、協定の趣旨

➤高齢化や人口および世帯人数の減少が進む中、大分県とセブン-イレブンが連携し、高齢者等の見守り活動や地域活動に対する支援、高齢者雇用の促進等を通じて、「孤立ゼロ社会」を実現する。

4、それぞれの役割

【大分県の役割】

➤大分県内の各市町村及び各関係機関に対し、本協定の節を周知し、市町村等における見守り活動に関する取り組みの円滑な実施及び見守り活動に係る県内の各地域間のネットワークの構築を図るために必要な支援を行う。

【セブン-イレブンの役割】

➤関係する大分県内の事業所及び関係者に対し、協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲内で以下の事項に取り組む。

- 1) 高齢者等の見守り活動
- 2) 高齢者等の地域活動に対する支援
- 3) 高齢者等の積極的雇用
- 4) その他、大分県の地域福祉政策への可能な範囲での協力

●セブン-イレブンの店舗数 大分県内：159店舗、全国：19,860店舗（2017年9月末現在）

以上

＜ご参考＞協定書内容について

高齢者等の見守り活動に関する大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクト協定書

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「甲」という。）と大分県（以下「乙」という。）は、地域社会において大分県民が相互に支え合う体制の整備に関して相互に協力するため、地域福祉の増進に資する活動に関し以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大分県民誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる孤立ゼロ社会の実現を目指して、一人暮らしや認知症、高齢者等地域社会全体で支援する必要があると思われる者（以下「高齢者等」という。）の生活の状況を見守る活動（以下「見守り活動」という。）について、甲及び乙が相互に協力し、県内全市町村における多重的な見守り体制の構築等を行うことを目的とする。

（前提）

第2条 甲は、直営店方式又はフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「セブン-イレブン」を展開しており、フランチャイズ方式においては、甲と別途独立した経営主体である甲のフランチャイジー（以下「オーナー」という。）が店舗を経営していることから、乙は、甲及び甲が本協定への参画を推奨し、これに応諾したオーナーが、本協定記載の内容を実行することを十分に理解した（なお、以下、乙の直営店と本協定への参画に応諾したオーナーの経営する店舗を合わせて「セブン-イレブン店」といい、別紙にその一覧を掲示する。）。

（甲の役割）

第3条 甲は、大分県内のセブン-イレブン店に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、本協定に基づき、日常業務に支障のない範囲内で以下の各号に取り組むものとする。

- (1) 高齢者等の見守り活動
- (2) 高齢者等の地域活動に対する支援
- (3) 高齢者等の積極的雇用
- (4) その他、乙の地域福祉施策への可能な範囲での協力

2 前項（1）に掲げる見守り活動について、セブン-イレブン店は、地域住民に何らかの異変（自宅の外観や高齢者等の様子の異変、消費者被害にあわれる可能性等）があると認める場合において、速やかに当該地域の市町村窓口等に連絡することができる体制を整備し、情報提供（以下「本件情報提供」という。）するよう努めるものとする。ただし、緊急に対処する必要があると認めるときは速やかにその地域を管轄する消防署及び警察署等に通報（以下「本件通報」という。）するものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、各市町村及び各関係機関（以下「市町村等」という。）に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、市町村等における見守り活動に関する取組の円滑な実施及び見守り活動に係る県内の各地域間のネットワークの構築を図るために必要な支援を行うものとする。

2 本協定締結日以前より、既に見守り活動に関する協定等を独自に締結している市町村においては、本協定の規定する内容を包含している場合、既存協定を優先適用する。

(免責)

第5条 セブン-イレブン店は、第3条第2項の規定による本件情報提供又は本件通報を行った場合、本件情報提供又は本件通報を行うことができなかった場合又は遅れた場合であっても、これによって生じた問題について、一切責任を負わないものとする。

(個人情報の保護等)

第6条 甲及び乙は、第3条に掲げる取組の実施に当たり知り得た情報を第三者に開示しないものとし、甲はセブン-イレブン店においてもこれを遵守させるものとする。

(相互連携)

第7条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報交換を行う等、相互の連携の強化に努めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第8条 セブン-イレブン店は、自らが大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトの参加事業者であること、その他自らが本協定に基づき地域における見守り活動を行っていることを、その営利のために利用してはならない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間自動的に更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、甲及び乙で協議のうえ、定めるものとする。

この本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 古屋 一樹

乙 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 広瀬 勝貞

以上